R7.9.18総合対策部

第１６回　災害対策本部報告事項

●受援状況について

区分		自治体名	活動内容	派遣人数（人） 8月計	9月 1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	8(月)	9(火)	10(水)	11(木)	12(金)	13(土)	14(日)	15(月)	16(火)	17(水)	18(木)	19(金)	延べ人数
県		熊本県	ＬＯ派遣	7																				7
県内市町村	市長会	宇土市	災害ごみ処理	2																				2
			り災証明・被災証明申請受付	14																				14
			住家被害認定調査	0								2	2											4
			在宅避難者健康調査（保健師）	0			1						2											3
		水俣市	災害ごみ処理	1																				1
			り災証明・被災証明申請受付	12		2																		14
			住家被害認定調査	2			1	1					2		2									8
			在宅避難者健康調査（保健師）	0			2		2															4
		菊池市	り災証明・被災証明申請受付	18																				18
			在宅避難者健康調査（保健師）	0			2					2												4
		合志市	り災証明・被災証明申請受付	12																				12
			在宅避難者健康調査（保健師）	0					2			2	2											6
		荒尾市	り災証明・被災証明申請受付	18																				18
			住家被害認定調査	3		1	1	1	1			1	1	1	1	1								12
			在宅避難者健康調査（保健師）	0					2															2
		阿蘇市	り災証明・被災証明申請受付	6																				6
		人吉市	住家被害認定調査	12																				12
			在宅避難者健康調査（保健師）	0			2		2			2	2											8
		山鹿市	り災証明・被災証明申請受付	0	2																			2
			住家被害認定調査	0										4		2								6
			在宅避難者健康調査（保健師）	0								2												2
	町村会	西原村	住家被害認定調査	4																				4
		芦北町	住家被害認定調査	14		2	2	2	2					1	1	1								25
		あさぎり町	住家被害認定調査	2																				2
		五木村	住家被害認定調査	1																				1
		大津町	住家被害認定調査	7											1									8
		菊陽町	住家被害認定調査	2																				2
		小国町	住家被害認定調査	3											1									4
		湯前町	住家被害認定調査	2																				2
			在宅避難者健康調査（保健師）	0			1																	1
		相良村	住家被害認定調査	4																				4
		嘉島町	住家被害認定調査	2					2															4
		高森町	住家被害認定調査	4		1		2	1															8
		津奈木町	住家被害認定調査	8					1															9
		益城町	住家被害認定調査	6																				6
		和水町	住家被害認定調査	0		1							1	1	1									4
	市町村計			159	2	7	12	6	15	0	0	11	12	7	7	4	0	0	0	0	0	0	0	242
合計				166	2	7	12	6	15	0	0	11	12	7	7	4	0	0	0	0	0	0	0	249

※本資料には、国土交通省、陸上自衛隊、警察、消防等の関係機関は掲載していない。

（最新情報はこちら）

広報やつしろ　災害臨時号 vol.3

令和７年９月１２日発行
八代市役所　秘書広報課
☎ ３３－４１０１
八代市松江城町１－２５

災害ごみ仮置場受入

災害ごみ仮置場の受け入れについて、八代市水処理センター（八代市新港町３丁目１番地）については、受け入れ期間を延長し、９月３０日（火）まで受け入れします。

なお、受け入れにあたり、運転免許証に加え、り災証明書などの確認が必要になります。

◆必要書類

・り災証明書・被災証明書（写し可）
・り災証明申請書の写し
・Logo（ロゴ）フォーム申請完了の画面提示（スマホなど）

◆受け入れ休止日（予定）

９月１６日（火）、１８日（木）、２２日（月）、２５日（木）、２９日（月）

※持ち込むことができるのは、「土砂・がれき類」と「７品目の災害ごみ」です。
※場内での混雑を避けるため、必ず品目ごとに分別し持ち込みください。
■問合せ：循環社会推進課　☎ ３４－１９９７

屋内消毒液を無料配付

◆対象者

床上・床下浸水などの被害を受けた人（各世帯1本）

◆配布場所

環境課（エコエイトやつしろ）
各支所地域振興課、旧八代市内の各校区のコミセン

◆配布時間

平日8：30～17：00
※土・日・祝日の配布はありません
■問合せ：環境課　☎ ３３－４１１４

事業経営・農林漁業への支援

詳しくは各問合せ先にお尋ねください。

八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）
■問合せ：商工政策課
☎ ３３－８５１３

災害復旧貸付
■問合せ：日本政策金融公庫
八代支店
☎ ３２－５１９５

小規模企業共済災害時貸付
■問合せ：
中小企業基盤整備機構
☎ 050-5541-7171

緊急時短期資金保証制度
■問合せ：
熊本県信用保証協会
☎ 096-375-2000

金融円滑化特別資金（令和７年８月大雨枠）
■問合せ：市内金融機関
八代商工会議所　☎ ３２－６１９１
八代市商工会　☎ ５２－８１１１
熊本県信用保証協会八代支所
☎ ３３－２５７９

農地利用効率化等支援交付金
■問合せ：農林水産政策課
☎ ３３－４１１７

令和７年８月大雨対応産地緊急支援事業
■問合せ：農業振興課
☎ ３３－８７５１

災害サポート・レンタカーの無償貸出受付開始

◆実施期間

９月４日（木）から１２月２５日（木）

◆貸出対象（市内在住を問わない）

・今回の大雨で被災した人、支援活動を行う団体

◆貸出車両

軽トラック、普通トラック、軽乗用車　各１台
普通自動車　２台　（合計５台）

◆貸出期間

最長３日間（実施期間中であれば、何度でも利用可）
※長期貸出は、熊本市内の拠点へ別途申し込みください

◆貸出条件

・運転者全員分の運転免許証の提示
申込者以外はコピー・写真可
・携帯電話の所有（所有していない場合要相談）
・被災・罹災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真などの提示

◆貸出・鍵受渡し窓口

市役所本庁舎３階　危機管理課　9：00～16：00
※平日のみの貸出

完全予約制です。詳しくは市または日本カーシェアリング協会のホームページで確認ください

申込フォーム　日本カーシェアリング協会ホームページ　市ホームページ

■問合せ：日本カーシェアリング協会
☎ ０５０－５７９９－４７４０
9：30～16：00　※定休日：水曜日
危機管理課　☎ ３３－４１１２

令和7年8月大雨で被災された市民の 皆さんへ 主な支援制度をご紹介します

制度名 ＼ り災証明書区分			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
給付	被災者生活再建支援金	基礎支援金	○	○	※原則対象外	※原則対象外			生活援護課　☎ 33-8722
		加算支援金	○	○	○	※原則対象外			
	災害見舞金		○	○	○	○	○		健康福祉政策課　☎ 33-4003
	学用品の給与		○	○	○	○	○	※	学校教育課　☎ 33-6133
住宅	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）		○	○	○	○			住宅課　☎ 33-4122
	浸水住宅修理などに係る相談窓口		○	○	○	○	○	○	熊本県建築士会　☎ 096-384-6200 建築指導課　☎ 33-4750
	被災した損壊家屋などの公費解体		○						循環社会推進課　☎ 34-1997
	畳替助成事業		○	○	○	○	○	※	農業振興課　☎ 33-8751
	住宅の応急修理		○	○	○	○	○		営繕課　☎ 33-4401
税金・保険料などの減免	個人住民税（市県民税）の減免		○	○	○	○			市民税課　☎ 33-4107
	国民健康保険税の減免		○	○	○	○			国保ねんきん課　☎ 33-4113
	固定資産税の減免		○	○	○	○			資産税課　☎ 33-4108
	国民年金保険料の免除		※	※	※	※	※	※	国保ねんきん課　☎ 33-4105 八代年金事務所　☎ 35-6123
	後期高齢者医療保険料の減免		※	※	※	※	※		国保ねんきん課　☎ 33-4105 熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎ 096-368-6511
	介護保険料の減免		○	○	○	○			介護保険課　☎ 32-1175
	介護サービス利用料の減免		○	○	○	○			介護保険課　☎ 33-4145
	自動車税種別割の減免　/（軽）自動車税環境性能割の免除については、熊本県自動車税事務所にお尋ねください。								熊本県　自動車税事務所 ☎ 096-368-4020

※個別に担当課へ問合せください。

給　　付

被災者生活再建支援金

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。

◆支給対象世帯：全壊世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯、長期避難世帯

◆申 請 期 間：基礎支援金　災害発生日から１３ヵ月以内

加算支援金　災害発生日から３７ヵ月以内

※制度の詳しい内容は、生活援護課窓口または市ホームページで確認ください。

■問合せ：生活援護課　☎ ３３-８７２２

災害見舞金

◆対象者および支給額

①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯　３万円

②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯　１０万円

※いずれも、本市にある住家で被害を受けた時に本市に住民票がある人に限ります。

■問合せ：健康福祉政策課　☎ ３３-４００３

学用品の給付

◆対象者

令和７年８月大雨による被害で、就学上支障のある児童生徒

◆対象品目

①教科書及び正規の教材

②文房具、通学用品

【限 度 額】　教科書および正規の教材　実費

文房具、通学用品　小学校児童 ５，５００円以内

中学校生徒 ５，８００円以内

【申請方法】　在籍の学校を通じて申請　※児童生徒一人につき１回

■問合せ：学校教育課　☎ ３３-６１３３

住　　宅

畳替助成事業

八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助します。

◆対象者

・市内在住者で、床上浸水で畳が被害を受けり災証明書の交付を受けている人
　※写真などが必要な場合もあります。
・市税の滞納がない人

◆補助率

９割（上限：13,000円/１畳）　※消費税は対象外
※枚数の上限はありません。
※被災後に助成券（１畳1,000円助成）を使用された人は、補助金額が変わります。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。

◆対象期間　８月１１日（月）～令和８年３月３１日（火）

◆注意事項

・八代市産の畳表を使用すること。（QRコードタグを添付）
・災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理）で、畳が対象となっていないこと。

◆申請場所　農業振興課　または　各支所産業建設課

■問合せ：農業振興課　☎３３-８７５１

住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるように支援します。

◆修理の範囲

居室、炊事場、便所など日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位

◆対象

全壊、大・中規模半壊、半壊、準半壊

◆対象・限度額

被害認定	限度額
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大73万9千円
準半壊	一世帯あたり 最大35万8千円

◆注意事項

・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。（スマートフォンで撮影した写真可）
・「半壊」以上と判定された人で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。
・自分自身で修理を行った場合、修理業者に支払を完了してしまった場合は対象となりません。
・借家の場合は、条件が厳しくなっています。
・事前に要相談

■問合せ：営繕課　☎３３-４４０１

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

◆条　　件

・り災証明書（半壊以上）で自宅に住むことができない人
・賃貸する物件の家賃が１ヵ月当たり次の額以下であること

１人世帯	５．５万円以下
２人世帯	６．５万円以下
３人～４人世帯	８．５万円以下
５人以上の世帯	１３万円以下

◆入居期間　最長２年間

・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。
・駐車場代、水道、光熱水費などは入居者の負担となります。

■問合せ：住宅課　☎３３-４１２２

浸水住宅修理などに係る相談窓口

◆対象者

令和７年８月大雨により住家などが被災された人

◆開設場所・日時

【龍峯コミセン　1階研修室】
　開設曜日：9月10日（水）から毎週水曜日
　開設時間：13：00～16：00
【千丁コミセン　1階ロビー】
　開設日：９月１２日（金）から毎週金曜日
　開設時間：13：00～16：00
※直接相談できない場合は、下記まで連絡ください。

■問合せ：熊本県建築士会 毎週月水金（祝日除く）13：00～16：00
☎096-384-6200　096-384-6202

■問合せ：建築指導課　☎３３-４７５０

被災した損壊家屋などの公費解体

建物の解体・撤去費用を、市町村が所有者に代わって解体工事と費用を負担する制度です。

◆対象

全壊と判定された家屋
※建物などの所有者からの申請が必要です。

◆申請受付開始日

１０月を予定　※申請には予約が必要です。

◆申請書類

申請書、り災証明書（全壊）、建物見取り図、写真、登記事項証明書、各種同意書　など

■問合せ：循環社会推進課　☎３４-１９９７

税金・保険料などの減免

固定資産税の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の固定資産税を減免します。

資産区分	損害の程度	減免の割合
家屋	全壊のとき	全部
	大規模半壊のとき	10分の６
	中規模半壊・半壊のとき	10分の４

家屋の損害において必要な申請書類
（１）住家の場合
減免申請書、り災証明書（写し可）
（２）住家以外の場合
減免申請書、被害状況が分かる写真、家屋本体の修理に要する見積書または領収書

資産区分	損害の程度	減免の割合
土地	当該土地の面積の8/10以上	全部
	当該土地の面積の6/10以上8/10未満	10分の８
	当該土地の面積の4/10以上6/10未満	10分の６
	当該土地の面積の2/10以上4/10未満	10分の４

土地の損害において必要な申請書類
減免申請書、被害状況がわかる写真

資産区分	損害の程度	減免の割合
償却資産	全壊、流失、埋没などによる除却	全部
	6/10以上	10分の８
	4/10以上6/10未満	10分の６
	2/10以上4/10未満	10分の４

償却資産の損害において必要な申請書類
減免申請書、被害状況が分かる写真、償却資産の修理に要する見積書または領収書、償却資産申告書の控え

〈共通〉
◆対　象　者：令和７年８月大雨で、固定資産に被害を受けた納税義務者
◆受付期限：令和 ８ 年３月31日（火）
◆受付場所：市役所本庁舎２階 会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：資産税課　☎３３-４１０８

国民年金保険料の免除

住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。

◆対象者：国民年金第１号被保険者で上記に該当する人など
※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課、または八代年金事務所へお問い合わせください。

■問合せ：国保ねんきん課　☎３３-４１０５
八代年金事務所　☎３５-６１２３

個人住民税（市県民税）の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する場合、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の個人住民税（市県民税）を減免します。

〈制度内容〉

事　由	減額・免除措置の割合
死亡した場合	全　部
障がい者となった場合	10分の9

損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例

令和6年中の合計所得金額	減額・免除措置の割合			
	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
500万円以下	全部	４分の３	２分の１	２分の１
500万円を超え750万円以下	２分の１	８分の３	４分の１	４分の１
750万円を超え1,000万円以下	４分の１	16分の３	8分の１	8分の１

◆対 象 者：令和７年８月大雨で、居住または所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者
◆受付期限：令和 ８ 年３月31日（火）
◆必要書類：減免申請書、り災証明書（写し可）
◆受付場所：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所
※納税義務者の所有する住宅または家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例もあります。詳しくは担当課へ問い合わせください。

■問合せ：市民税課　☎３３-４１０７

国民健康保険税の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する世帯は、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の国民健康保険税を減免します。

〈減免の基準・内容〉

損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
減免の割合	全部	２分の１	２分の１	２分の１

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度で判定

◆対　　象：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯
◆申請に必要な書類：減免申請書　り災証明書（写し可）
◆申請期限：令和 ８ 年３月31日（火）
◆受付場所：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：国保ねんきん課　☎３３-４１１３

税金・保険料などの減免

介護サービス利用料の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する介護保険の要支援・要介護認定者は、８月１０日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

令和6年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	全壊のとき	半壊、中規模半壊、大規模半壊のとき
120万円未満	100分の100	100分の97
120万円以上	100分の97	100分の95

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度で判定

◆**対　象　者**：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた介護保険サービス利用者
◆**申請に必要な書類**：減免申請書　り災証明書（写し可）
◆**申請期限**：令和８年３月３１日（火）
◆**受付場所**：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：介護保険課　☎３３-４１４５

＊市役所本庁舎２階 会議室F…エスカレーター上がって正面右

災害ボランティアの派遣依頼 ボランティアの募集

◆災害ボランティア派遣を希望される人
支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬など
支援の受付：八代市災害ボランティアセンター
☎ 080-5706-3112 または
090-9648-7651（9:00～16:00）

◆災害ボランティア活動への参加を希望される人
・災害ボランティアセンターホームページまたは facebook（フェイスブック）で申し込みください。

■問合せ：八代市社会福祉協議会
☎６２-８２２８（9:00～16:00）

被災者支援に関する各種制度（一覧表）

被災者の皆さまに対する支援メニュー一覧表をまとめました。支援の追加や内容の変更があり次第、随時更新していきます。

後期高齢者医療保険料の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する後期高齢者医療制度の被保険者は、令和７年８月分から令和８年７月分までの１年（12か月）分の後期高齢者医療保険料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

令和6年中の総所得金額	被害区分・損害の程度	
	全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼
	10分の５以上	10分の３以上 10分の５未満
500万円以下	全部	２分の１
500万円を超え750万円以下	２分の１	４分の１
750万円を超え1,000万円以下	４分の１	８分の１

※損害の程度…り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定

◆**対　象　者**：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者
◆**申請書類**：減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書（写し可）、損害補填額の分かるもの（写し可）または申立書（損害補填額がない場合）、確定申告書または前年中の所得がわかる書類（写し可）
◆**申請期限**：令和８年９月30日（水）
◆**受付場所**：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：国保ねんきん課　☎３３-４４９０
熊本県後期高齢者医療広域連合　☎096-368-6511

介護保険料の減免

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当する介護保険の加入者は、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の介護保険料を減免します。

〈減免の基準・内容〉

損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
減免の割合	全部	２分の１	２分の１	２分の１

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度で判定

◆**対　　象**：令和７年８月大雨で、居住する住宅または家財に被害を受けた65歳以上の介護保険被保険者
◆**申請に必要な書類**：減免申請書　り災証明書（写し可）
◆**申請期限**：令和８年３月31日（火）
◆**受付場所**：市役所本庁舎２階　会議室F*
各支所地域振興課、龍峯出張所、日奈久出張所

■問合せ：介護保険課　☎３２-１１７５

第７版

被災者支援に関する
各種制度の概要

（令和７年８月大雨関連）

※本内容は、令和７年９月１７日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

※前回からの変更項目は、目次をご覧ください。

八代市

目次

被災者対応

災害相談窓口 1
災害ごみの受入れ 2
消毒液の配布 3
公衆浴場の無料入浴支援 4
災害ボランティアの派遣依頼 5
災害サポート・レンタカーの提供【更新】 6

公的書類の発行等

り災証明書の発行 7
マイナンバーカード等の再交付手数料の免除 8
住民票等の交付手数料の免除 9
税証明書の手数料の免除 10

経済・生活面の支援

災害見舞金の支給 11
児童手当の特例措置 12
児童扶養手当の特例措置 13
被災者生活再建支援制度 14

税金・保険料等の減免措置等

個人住民税（市県民税）の減免 16

固定資産税の減免【更新】 18

国民健康保険税の減免【更新】 20

介護保険料の減免【更新】 21

介護サービス利用料の減免 22

後期高齢者医療保険料の減免【更新】 23

国民年金保険料の免除 24

自動車税種別割の減免 25

（軽）自動車税環境性能割の免除 26

公共料金の減免措置等

水道料金・簡易水道使用料の減免 27

下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免 28

下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予 29

ケーブルテレビ利用料の免除 30

NHK受信料の免除 31

住まいの確保

賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅） 32

住宅の応急修理 33

令和7年8月大雨畳替助成事業【更新】 34

浸水住宅修理等に係る相談窓口 35

事業経営・農林漁業への支援

八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分） 36
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」..... 37
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」 38
緊急時短期資金保証制度 39
金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）【更新】 40
金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和7年8月大雨分））【追加】 41
八代市中小企業等利子補給補助金【追加】 42
農地利用効率化等支援交付金 43
令和7年8月大雨対応産地緊急支援事業..... 44
い草等廃棄物処分事業（8月大雨）【追加】 45

被災者対応

制度の名称	**災害相談窓口**
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆開設場所・時間 【八代市役所本庁舎２階市民相談室】 住所：八代市松江城町１－２５ 開設時間：平日（月～金）　９：００～１７：１５ 被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、関係する窓口への案内を行います。
活用できる方	令和７年８月大雨で被災された方
注意事項	外国語（２２言語）での相談も可能です。詳しくは国際課まで。
お問合わせ先	災害相談窓口（本庁舎２階市民相談室） ℡：３３－４４５２ 外国語での相談（本庁舎３階国際課） ℡：３３－６８４６

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>災害ごみの受入れ</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>サービス等</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>令和７年８月大雨により家庭で出た災害ごみは、以下の仮置場で受け入れています。

＜受入品目＞
<table>
<tr><td>家具類（※）</td><td>布団類</td><td>木くず</td><td>畳</td></tr>
<tr><td>家電製品類（※）</td><td>プラスチック製品</td><td>金属類</td><td></td></tr>
</table>
（※）タンス、冷蔵庫等の中は空にしてください。

＜受入場所・期間＞
八代市水処理センター横（新港町３丁目１番）　９月３０日まで
※受入時間
午前：　９時～１２時
午後：１３時～１６時３０分まで

＜受入休止＞
八代市水処理センター横
９月１８日（木）、２２日（月）、２５日（木）、２９日（月）

※状況により期間等、変更する場合があります。搬入前に必ずホームページ等でご確認ください。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>令和７年８月大雨で被災された方</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・受入れは、八代市で発生した大雨に伴う災害ごみに限ります。
・通常ごみ（家庭ごみ）、産業廃棄物は受け入れできません。
・上記の受入品目以外の災害ごみは、９月３０日までエコエイトやつしろにて手数料免除で受入できます。　※証明書（り災・被災）、手続き必要
・必ず分別してお持ち込みください。
・運転免許証をご提示ください。（住所、氏名を控えさせていただきます。）
・９月１日から、り災証明書等を確認します。
※確認させていただくものは、次の⑴～⑶のいずれかです。
⑴ り災証明書・被災証明書（写し可）
⑵ り災証明申請書の写し
⑶ ロゴフォーム申請完了の画面提示（スマホ等）
・搬入を依頼される場合は、委任状を確認させていただきます。
※委任状には次の内容を記入してください。（様式は任意）
⑴ 災害ごみ発生の世帯住所
⑵ 処理を委任した人の氏名
⑶ 委任者と搬入者の関係（親類、ボランティア等）</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>循環社会推進課（エコエイトやつしろ）　℡：34-1997</td></tr>
</table>

制度の名称	**消毒液の配布**
支援の種類	物資の配布
制度の内容	消毒薬が必要な方に無料で配布しています。 ＜配布方法＞ 以下の施設で、受付用紙に住所、氏名を記入し、お受け取りください。事前の予約は必要ありません。平日のみの配布となります。 ・環境課（エコエイトやつしろ管理棟 1 階：八代市港町 299 番地） ・各支所地域振興課 ・旧八代市内の各コミュニティセンター ＜配布時間＞ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ＜配布物＞ ・消毒液（500 ㎖×1 本／世帯） ・使用方法を記載したチラシ
活用できる方	令和７年８月大雨により床下・床上浸水した家屋の所有者または居住者
注意事項	・薬剤の散布等は各自で行ってください。 ・消毒液は、約 100 倍に薄めてお使いください。 ・薬剤が皮膚や目に入ったときは大量の水と石けんでよく洗い流してください。
お問合わせ先	環境課（エコエイトやつしろ）　℡：33-4114

制度の名称	**公衆浴場の無料入浴支援**
支援の種類	サービス等

制度の内容

被災され入浴が困難な方は、公衆浴場を無料で利用できます。

＜対象者＞

・避難所で生活をされている方

・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方

＜内容＞

入浴料金が無料です。※石鹸やシャンプー等は自己負担になります。

＜実施期間＞

当分の間、実施します。終了時期は別途お知らせします。

＜実施施設（協力施設）＞

無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧　　令和7年8月25日現在

No.	施設名	住所	電話	利用時間（受付は閉館時間の30分から1時間前までとなってますのでご注意ください）	休館日
1	つる乃湯	八代市川田町西479	39-1000	6時30分～22時	なし
2	Tabistホテル潮青閣	八代市日奈久中西町485	38-3300	12時～22時	なし
3	金波楼	八代市日奈久上西町336−3	38-0611	平日15時30分～21時 土日祝12時～21時	なし
4	あたらし屋旅館	八代市日奈久中町283	38-0213	10時～15時	不定休 （事前問い合わせ）
5	不知火ホテル	八代市日奈久中西町新4	38-0414	平日16時～19時30分 土日祝10時～19時	不定休 （事前問い合わせ）
6	松の湯	八代市日奈久中西町380	38-0573	8時30分～20時30分	第1･2･4･5火曜日
7	旅館幸ヶ丘	八代市日奈久上西町394	38-3016	10時～19時	火曜日
8	武士屋旅館	八代市日奈久上西町360	38-0207	9時～20時	不定休 （事前問い合わせ）
9	日奈久温泉センター ばんぺい湯	八代市日奈久中町316	38-0617	10時～22時	第3火曜日(祝日なら翌日)
10	東湯	八代市日奈久浜町232	38-0617	6時～22時	第2木曜日
11	八代市千丁 健康温泉センター	八代市千丁町新牟田1433	46-2611	10時～21時	月曜日(祝日なら翌日)
12	さかもと温泉センター クレオン	八代市坂本町川嶽1091	45-8814	10時～20時	木曜日(祝日は営業)
13	坂本憩いの家	八代市坂本町鶴喰893	45-8820	12時～20時	火曜日
14	東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町南1051−1	65-2112	10時～20時	水曜日(祝日なら翌日)

＜利用方法＞

利用施設の受付にて、お申込みください。無料入浴証明書を発行します。

活用できる方	・避難所で生活をされている方 ・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方
注意事項	―
お問合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階）　℡：33-4003 営業時間など利用については、各施設へお問合せください

制度の名称	**災害ボランティアの派遣依頼**
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていきます。 災害ボランティアセンターを設置し、8月 20 日（水）からボランティア活動を開始しています。 八代市災害ボランティアセンター 場所：鏡支所・東側駐車場（八代市鏡町内田 453-1） 災害ボランティアセンターホームページ　→ ＜災害ボランティア派遣を希望される方＞ 〇支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬補助等 ※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。 派遣のご依頼は、下記までご連絡いただき、お申込みください。 受付時間：午前９時～午後４時 受付電話：０８０－５７０６－３１１２ または ０９０－９６４８－７６５１
活用できる方	被災されボランティアによる住居のあと片付けや汚泥の除去などをご希望される方
注意事項	―
お問合わせ先	八代市災害ボランティアセンター ・ボランティア派遣を希望される方 ℡：080-5706-3112 または 090-9648-7651 ・八代市社会福祉協議会　℡：62-8228

制度の名称	**災害サポート・レンタカーの提供【更新】**
支援の種類	サービス等
制度の内容	「災害サポート・レンタカー」とは、令和７年８月大雨により被災された方や支援活動を行う団体を対象に、（一社）日本カーシェアリング協会が実施する、車の無償貸出支援です。 ９月４日から、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施しています。 【実施期間】 令和７年９月４日から令和７年 12 月 25 日まで（無料貸出し） 【貸出車両】 軽トラック（２台）、普通トラック（１台）、軽乗用車（２台）、 普通乗用車（２台）　※計７台 【貸出期間】 最長３日間（実施期間中であれば何度でも利用可） 【貸出条件】 （1）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー・写真可） （2）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （3）被災の証明（被災・り災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真等） 【貸出・鍵受渡窓口】 八代市役所本庁舎　３階　危機管理課 （受付時間）９：00～16：00　※平日のみ 【お申込み先】 （一社）日本カーシェアリング協会 ℡：050-5799-4740（9:30 ～ 16:00）※水曜休み　申込 QR コード 予約申込フォーム：https://www.japan-csa.org/blog/202508disaster2 ※危機管理課ではお申込みできませんのでご注意ください。 ※その他、制度の詳細については、こちらからご確認ください。 https://www.japan-csa.org/blog/archives/10220
活用できる方	令和７年８月大雨で被災された方
注意事項	長期貸出（14 日間）は熊本市内の拠点でのみ実施されています。 希望される場合は別途お申し込みください。
お問合わせ先	日本カーシェアリング協会　℡：050-5799-4740（9:30 ～ 16:00） ※水曜 休み

公的書類の発行等

制度の名称	**り災証明書の発行**
支援の種類	証明書
制度の内容	令和７年８月大雨により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行しています。なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについても「被災証明書」として発行しています。 ＜申請場所＞ 市民税課（本庁舎２階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所については、９月１２日（金曜日）で受付終了しますが、他の受付場所については継続します。 ※オンライン申請もできます。 オンライン申請はこちらの QR コードから　→ ＜申請時間＞ ８ 時 30 分～17 時 15 分 ＜申請に必要なもの＞ ・り災証明願 ※市ホームページから取得できます。 ・り災証明申請書 ・被害状況が確認できる写真 ※住家で床上浸水の場合と、住家の床下浸水で自己判定方式を希望されない場合は不要です。 ※被災証明（車・動産等の被災分）・り災証明（住家の床下浸水等）は必須です。 ※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままご持参ください。
活用できる方	令和７年８月大雨により住家に被害を受けた方
注意事項	窓口申請は代理人でもできますが、免許証などで窓口に来られた人の本人確認をします。
お問合わせ先	市民税課（本庁舎２階）　℡：33-4107

制度の名称	**マイナンバーカード等の再交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。 【申請場所】 市民課（本庁舎１階）、各支所地域振興課、日奈久出張所 【対象のお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き
活用できる方	令和７年８月１０日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方
注意事項	―
お問合わせ先	市民課（本庁舎１階）　℡：33-4110

制度の名称	**住民票等の交付手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	令和７年８月大雨災害により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 ⑴印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 ⑵印鑑登録証明書の交付 ⑶住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課（本庁舎１階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 ⑴り災証明書又は被災証明書 ⑵本人確認ができるもの ⑶大雨災害に関連する手続きとして、公的機関等に提出することが確認できる書類
活用できる方	⑴ 令和７年８月１０日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、大雨災害により紛失等をされた方 ⑵ 大雨災害に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される方
注意事項	・印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付では、**登録する印鑑**をお持ちください。また、再交付には**数日要する場合**があります。 ・代理人が来られる場合は、**委任状が必要**となります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問合わせ先	市民課（本庁舎１階）　℡：33-4110

制度の名称	**税証明書の手数料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。 【対象となる税証明書】 ・所得課税証明書 ・資産証明書 ・納税証明書 【証明書の交付窓口】 ・証明書発行窓口（本庁舎１階） ・市民税課（本庁舎２階） ・各支所地域振興課 ・日奈久出張所
用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。 ・資産証明書については本人以外の方、所得課税証明書・納税証明書については、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問合わせ先	市民税課（本庁舎２階）　℡：33-4107

経済・生活面の支援

制度の名称	**災害見舞金の支給**
支援の種類	給付
制度の内容	住家が床上浸水などの準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。 ＜対象者＞ ①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯主 ②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯主 ＜支給＞ ①住家の床上浸水など準半壊以上　　３万円 ②住家の全壊　　１０万円 ＜対象の方へのご案内＞ 申請については、り災証明書発送時に該当される世帯にご案内します。
活用できる方	住家に被害を受けた世帯で、上記の対象に該当される方
注意事項	―
お問合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎２階）　℡：33-4003

制度の名称	**児童手当の特例措置**
支援の種類	給付
制度の内容	○被災により、認定請求等の届出が遅れた場合 児童手当の認定請求等については、事実の発生した日(例えば出生の場合は出生日)の翌日より 15 日以内に手続きすることで、事実の発生した日の翌月分から支給されます。 被災された場合などやむを得ない理由により、届出が遅れた場合は、遡って認定することが可能です。 また、請求書等に添えなければならない書類を省略、またはこれに代わる他の書類を添えて提出することができます。 ・必要書類については、災害の程度によって個別に対応します。 ・り災証明書の提出が必要な場合があります。
活用できる方	出生や転入など児童手当の認定請求の届出をされる上記に該当する方
注意事項	―
お問合わせ先	こども家庭支援課（本庁舎２階）　℡：37-6800

制度の名称	**児童扶養手当の特例措置**
支援の種類	給付
制度の内容	○被災により、認定請求等が遅れた場合 児童扶養手当は、原則として請求の翌月分からの支給開始になります。 自然災害（風水害等）などやむを得ない事情により届出が遅れた場合、当該事由が生じた日から１４日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することで、被害が発生した翌月から手当を支給します。 ○住宅・家財等が２分の１以上被災された場合 所得制限を一時的に解除し、全額支給になる特例措置が受けられる場合があります。 ＜対象者＞ 児童扶養手当が一部支給停止または、全部支給停止の方や、これから認定請求する方で、災害により住宅等の２分の１以上被災された方 該当される場合は、こども家庭支援課までお申出ください。
活用できる方	児童扶養手当受給者又はこれから認定請求される上記に該当する方
注意事項	―
お問合わせ先	こども家庭支援課（本庁舎２階）　℡：37-6800

制度の名称	**被災者生活再建支援制度**
支援の種類	給付

制度の内容

令和７年８月大雨により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、下記の２つの支援金の合計額になります。

＜支援金の支給額＞

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
全壊 解体 長期避難	100万円 （75万円）	建設・購入	200万円 （150万円）	300万円 （225万円）
		補修	100万円 （75万円）	200万円 （150万円）
		賃借	50万円 （37.5万円）	150万円 （112.5万円）
大規模半壊	50万円 （37.5万円）	建設・購入	200万円 （150万円）	250万円 （187.5万円）
		補修	100万円 （75万円）	150万円 （112.5万円）
		賃借	50万円 （37.5万円）	100万円 （75万円）
中規模半壊	―	建設・購入	100万円 （75万円）	100万円 （75万円）
		補修	50万円 （37.5万円）	50万円 （37.5万円）
		賃借	25万円 （18.75万円）	25万円 （18.75万円）

※（ ）は単身世帯の金額になります。

＜申請書類＞

基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など

加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など

※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。

※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。

＜申請期間＞

基礎支援金：災害発生日から１３ヵ月以内

加算支援金：災害発生日から３７ヵ月以内

（次のページへ）

活用できる方	①居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ②居住する住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯） ③土石流等による被害が発生する危険な状況が継続すること。その他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯） ④居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） ⑤居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
注意事項	・被災時に現に居住していた世帯が対象となります。 ・空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ・この支援金は、被災時の世帯に対して支給されるものです。
お問合わせ先	生活援護課（本庁舎２階）　℡：33-8722

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	**個人住民税（市県民税）の減免**
支援の種類	減免

制度の内容

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される方は、令和７年度の個人住民税の減免措置を受けることができます。令和７年度の個人住民税が減免される割合は、以下のとおりです。

＜制度内容＞

事由	減額・免除措置の割合
死亡した場合	全部
障がい者となった場合	１０分の９

（１）損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例

＜減額・免除措置の割合＞

	損害の程度			
令和６年中の合計所得金額	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
５００万円以下	全部	４分の３	２分の１	２分の１
７５０万円以下	２分の１	８分の３	４分の１	４分の１
1,０００万円以下	４分の１	１６分の３	８分の１	８分の１

（２）納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例

＜減額・免除措置の割合＞

	損害の程度		
令和６年中の合計所得金額	１０分の５以上	１０分の４以上 １０分の５未満	１０分の２以上 １０分の４未満
500 万円以下	全部	４分の３	２分の１
750 万円以下	２分の１	８分の３	４分の１
1,０００万円以下	４分の１	１６分の３	８分の１

＜対象となる税額＞

【８月１０日以降に納期を迎える個人市県民税】

・特別徴収…７月分（納期限：令和７年８月１３日）以降の税額

・普通徴収…第２期（納期限：令和７年９月１日）以降の税額

＜申請受付＞

令和７年９月１９日（金）～　令和８年３月３１日（火）

（次のページへ）

	＜申請に必要な書類＞ 【(1)、(2)共通】 ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） ＜(2)を申請される方は上記書類に加え＞ ・住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類 ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ・被害を受けた家財の明細書 ・家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ※家財の範囲 納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。 【家財の対象外となる動産】 ・書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるもの ・固定資産税において家屋の一部として評価している動産（給湯器、水道用ポンプ等） ・自家用車、バイク等の屋外で使用する動産 ＜受付場所＞ 本庁舎２階　会議室Ｆ　（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。 準備ができ次第、お知らせいたします。
活用できる方	令和７年８月大雨により、居住又は所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者
注意事項	―
お問合わせ先	市民税課（本庁舎２階）　℡：33-4107

制度の名称	**固定資産税の減免【更新】**
支援の種類	減免

制度の内容

令和７年８月大雨により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の固定資産税の税額を減免します。

資産区分	損害の程度	減免の割合
家屋	全壊のとき	全部
	大規模半壊のとき	１０分の６
	中規模半壊・半壊のとき	１０分の４

家屋の損害において必要な申請書類

（１）住家の場合

- 減免申請書
- り災証明書（コピー可）

（２）住家以外の場合

- 減免申請書
- 被害状況が分かる写真
- 家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書

資産区分	損害の程度	減免の割合
土地	当該土地の面積の８/１０以上	全部
	当該土地の面積の６/１０以上８/１０未満	１０分の８
	当該土地の面積の４/１０以上６/１０未満	１０分の６
	当該土地の面積の２/１０以上４/１０未満	１０分の４

土地の損害において必要な申請書類

- 減免申請書
- 被害状況がわかる写真

資産区分	損害の程度	減免の割合
償却資産	全壊、流失、埋没等による除却	全部
	６/１０以上	１０分の８
	４/１０以上６/１０未満	１０分の６
	２/１０以上４/１０未満	１０分の４

償却資産の損害において必要な申請書類

- 減免申請書
- 被害状況が分かる写真
- 償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書
- 償却資産申告書の控え

（次ページへ続く）

	＜対象となる税額＞ 【８月１０日以降に納期を迎える令和７年度分の固定資産税】 ・第３期（納期限：令和７年１２月１日）以降の税額 ＜申請受付＞ 令和７年９月１９日（金）～　令和８年３月３１日（火） ＜受付場所＞ 本庁舎２階　会議室Ｆ　（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。 準備ができ次第、お知らせいたします。
活用できる方	令和７年８月大雨により所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
注意事項	―
お問合わせ先	資産税課（本庁舎２階）　℡：33-4108

	国民健康保険税の減免【更新】
支援の種類	減免
制度の内容	令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市国民健康保険の加入世帯は、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の国民健康保険税の減免措置を受けることができます。令和７年度の国民健康保険税が減免される割合は、以下のとおりです。 ＜減免の基準・内容＞ 被害の程度 ／ 減額・免除措置の割合 死亡した場合 ／ 全部 障がい者となった場合 ／ 10 分の９ 損害の程度 ／ 全壊のとき ／ 大規模半壊のとき ／ 中規模半壊のとき ／ 半壊のとき 減免の割合 ／ 全部 ／ ２分の１ ／ ２分の１ ／ ２分の１ ※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定 ＜対象＞ 【８月１０日以降に納期を迎える国民健康保険税】 ・特別徴収…８月分（３期）～令和８年２月分（６期） ・普通徴収…８月分（５期）～令和８年３月分（１２期） ＜申請に必要な書類＞ ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） ＜申請受付＞ 令和７年９月１９日（金）～　令和８年３月３１日（火） ＜受付場所＞ 本庁舎２階　会議室Ｆ　（エスカレーターあがって正面右） 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。 準備ができ次第、お知らせいたします。
活用できる方	令和７年８月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯
注意事項	―
お問合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎１階）　℡：33-4113

制度の名称	**介護保険料の減免【更新】**
支援の種類	減免

制度の内容

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の加入者は、８月１０日以降に納期限が到来する令和７年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和７年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。

＜減免の基準・内容＞

被害の程度	減額・免除措置の割合
死亡した場合	全部

損害の程度	全壊のとき	大規模半壊のとき	中規模半壊のとき	半壊のとき
減免の割合	全部	２分の１	２分の１	２分の１

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定

＜対象＞
【８月１０日以降に納期を迎える介護保険料】
・特別徴収…８月分（３期）～令和８年２月分（６期）
・普通徴収…８月分（５期）～令和８年３月分（１２期）

＜申請に必要な書類＞
・減免申請書
・り災証明書（写しでも可）

＜申請受付＞
令和７年９月１９日（金）～　令和８年３月３１日（火）

＜受付場所＞
本庁舎２階　会議室Ｆ　（エスカレーターあがって正面右）
各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所

●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。
準備ができ次第、お知らせいたします。

活用できる方	令和７年８月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた 65 歳以上の介護保険被保険者
注意事項	―
お問合わせ先	介護保険課（本庁舎１階）　TEL：32-1175

制度の名称	**介護サービス利用料の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の要支援・要介護認定者は、８月１０日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料の減免措置を受けることができます。令和７年度の介護保険サービス利用料が減免される割合は、以下のとおりです。 ＜減免の基準・内容＞

令和６年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	全壊のとき	半壊、中規模半壊、大規模半壊のとき
１２０万円未満	１００分の１００	１００分の９７
１２０万円以上	１００分の９７	１００分の９５

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定

＜申請に必要な書類＞
・減免申請書
・り災証明書（写しでも可）

＜申請受付＞
令和７年９月１９日（金）～　令和８年３月３１日（火）

＜受付場所＞
本庁舎２階　会議室Ｆ　（エスカレーターあがって正面右）
各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所

●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。
準備ができ次第、お知らせいたします。

活用できる方	令和７年８月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた介護保険サービス利用者
注意事項	―
お問合わせ先	介護保険課（本庁舎１階）　℡：３３-４１４５

制度の名称	**後期高齢者医療保険料の減免【更新】**
支援の種類	減免

制度の内容

令和７年８月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、令和７年８月分から令和８年７月分までの１年（12 か月）分の後期高齢者医療保険料の減免措置を受けることができます。保険料が減免される割合は、以下のとおりです。

＜減免の基準・内容＞

令和６年中の総所得金額	被害区分・損害の程度	
	全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼
	10 分の５以上	10 分の３以上 10 分の５未満
500 万円以下	全部	２分の１
750 万円以下	２分の１	４分の１
1,000 万円以下	４分の１	８分の１

※損害の程度・・・り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定

＜申請書類＞ 減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書（コピー可）、損害補填額の分かるもの（コピー可）又は申立書（損害補填額がない場合）、確定申告書又は前年中の所得がわかる書類（コピー可）

＜申請受付＞

令和７年９月19日（金）～ 令和８年８月10日（月）

＜受付場所＞

本庁舎２階　会議室Ｆ　（エスカレーターあがって正面右）

各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所

●郵送及びオンライン申請については現在準備中です。

準備ができ次第、お知らせいたします。

活用できる方	令和７年８月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者
注意事項	―
お問合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎１階）　℡：33-4490 熊本県後期高齢者医療広域連合　℡：096-368-6511

制度の名称	**国民年金保険料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね２分の１以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎１階）、または八代年金事務所へお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第１号被保険者で上記に該当する方
お問合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎１階）　℡：33-4105 八代年金事務所　℡：35-6123

制度の名称	**自動車税種別割の減免**
支援の種類	減免
制度の内容	・被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割 ＜減免の内容＞ ・自動車が使用不能の場合　➡全額免除 ・被害額が自動車の被災前の価額の 1/2 以上の場合 ➡税額の 1/2 相当額を軽減 ＜主な必要書類＞ ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④使用不能の場合は、永久抹消登録証明書 （やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要） ⑤修理の場合は、修理工場の領収書又は請求書 ⑥修理の場合は、保険金等の補てんがあった場合その補てん金額を証する書類 「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県　災害　減免　自動車」と検索ください。
活用できる方	令和７年８月大雨により、自動車に被害を受けられた方
注意事項	軽自動車は対象ではありません。 ※自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。 ※損害（被害）額は、保険金等で補てんされる額を除きます。
お問合わせ先	自動車税事務所　TEL：096-368-4020

制度の名称	**（軽）自動車税環境性能割の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	＜免除の対象＞ ・災害により自動車が滅失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 ＜免除の内容＞ ・災害により滅失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から６月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割　➡全額免除 ＜主な必要書類＞ ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④被災自動車の抹消登録が確認できる書類 ⑤取得した自動車の自動車検査証 「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県　災害　減免　自動車」と検索ください。
活用できる方	令和７年８月大雨により自動車に被害を受け、買い替えをされた方
注意事項	軽自動車も対象です。
お問合わせ先	自動車税事務所　℡：096-368-4020

公共料金の減免措置等

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>水道料金・簡易水道使用料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>令和７年８月大雨により被災された方を対象に、水道料金・簡易水道使用料の全額または一部を免除します。

＜減免対象月＞
９月請求分（８月使用分）
＜減免内容＞
<table>
<tr><th>判定区分</th><th>減免区分</th></tr>
<tr><td>【床上浸水】
全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊</td><td>全額減免（請求なし）</td></tr>
<tr><td>【床下浸水】
一部損壊</td><td>基本料金のみ請求
（上水道：920 円、簡易水道：1,630 円、
生活環境事務組合の場合：1,210 円）
※口径 13mm の水道メーターを使用の場合</td></tr>
</table>
＜申請方法＞
り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなします。<u>申請不要</u>です。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>り災証明書の交付を受けた方
※り災証明書に記載されているり災場所に給水する水道料金・簡易水道使用料を減免します。</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・９月 12 日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で８月使用分を９月に請求します。確認が９月 13 日（土）以降になる方は、減免前の金額を９月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。
・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>水道局または上下水道お客様センター
水道局（本庁舎５階）　℡：33-1868
上下水道お客様センター（上水道）（本庁舎２階）　℡：32-7194
千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方
八代生活環境事務組合　℡：62-2049</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>令和７年８月大雨により被災された方を対象に、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料の全額または一部を免除します。

＜減免対象月＞
９月請求分（８月使用分）
＜減免内容＞
<table>
<tr><th>被災判定区分</th><th>減免区分</th></tr>
<tr><td>【床上浸水】
全壊
大規模半壊
中規模半壊
半壊
準半壊</td><td>全額減免（請求なし）</td></tr>
<tr><td>【床下浸水】
一部損壊</td><td>基本料金のみ請求
・下　水　道：1,390 円
・農業集落排水：2,600 円
・公 共 浄 化 槽：4,460 円</td></tr>
</table>
＜申請方法＞
り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなしますので、<u>申請不要</u>です。</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>り災証明書の交付を受けた方
※り災証明書に記載されているり災場所からの排水に対する下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料を減免します。</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・９月 12 日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で８月使用分を９月に請求します。確認が９月 13 日（土）以降になる方は、減免前の金額を９月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。
・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>下水道総務課または上下水道お客様センター
下水道総務課（本庁舎５階）　TEL：33-4147
上下水道お客様センター（下水道）（本庁舎２階）　TEL：62-9888</td></tr>
</table>

制度の名称	**下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予**
支援の種類	猶予
制度の内容	令和７年８月大雨により被災された方を対象に、下水道受益者負担金（分担金）の支払期限を１年間延長します。 ＜猶予対象期＞ 令和７年度２期、３期、４期 ＜猶予期間＞ １年間 ＜申請方法＞ 電話にて相談後、り災証明書を添付した申請書を提出してください。
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方
注意事項	―
お問合わせ先	下水道総務課（本庁舎５階） ℡：33-4147

制度の名称	**ケーブルテレビ利用料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	八代市ケーブルテレビ利用料について、令和７年８月大雨により被災された方で、利用できない（利用されない）方は、テレビやつしろ株式会社へ「休止」の申請をすることで、利用料が免除されます。 ＜対象区域＞ 八代市ケーブルテレビの業務区域内 ＜免除する内容＞ ケーブルテレビ利用料の「基本利用料金」及び「追加利用料金」 ＜免除の期間＞ 利用の休止の届出を提出した翌月から適用されます。
活用できる方	八代市ケーブルテレビの業務区域内の放送施設等が提供するサービス（ケーブルテレビ放送サービス）を受けている加入者
注意事項	申請が無い場合は利用料金が発生します。
お問合わせ先	「解約・休止」に関すること テレビやつしろ株式会社　℡：0120-15-8246　（平日９時～18時） 「ケーブルテレビの運用」に関すること デジタル推進課　℡：33-4103

制度の名称	**ＮＨＫ受信料の免除**
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 ＜災害救助法が適用されている区域＞ 八代市全域 ＜免除の対象＞ 半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 ＜免除期間＞ 令和７年８月から令和７年９月まで（２か月間） ＜申請の手続き＞ ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※NHK のホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ ＜申請書類のお送り先＞ 〒８６０－８６０２ 熊本市中央区花畑町５－１ ＮＨＫ熊本放送局　経営管理企画センター 宛
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 ９：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

住まいの確保

制度の名称	**賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）**
支援の種類	現物貸与
制度の内容	住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。 ＜条件＞ 賃貸する物件の家賃が１ヵ月当たり次の額以下であること １人世帯　５．５万円以下 ２人世帯　６．５万円以下 ３人～4 人世帯　８．５万円以下 ５人以上の世帯　１３万円以下 ＜入居期間＞ 最長２年間
活用できる方	令和７年８月大雨による八代市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人、または、道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方
注意事項	・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ・駐車場代、水道、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ ８月１１日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業（賃貸型応急住宅）の対象になります。（保険は遡及できません）
お問合わせ先	住宅課（本庁舎５階）　TEL：33-4122

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>住宅の応急修理</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>現物給付</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって八代市が支払う制度です。

＜修理の範囲＞
居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。

＜費用の限度額＞
<table>
<tr><th>被害認定</th><th>限度額</th></tr>
<tr><td>全壊、大規模半壊、
中規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり　最大 73 万９千円</td></tr>
<tr><td>準半壊</td><td>一世帯あたり　最大 35 万８千円</td></tr>
</table>
＜必要書類＞
・災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第１号）
・資力に関する申出書（様式第２号）
・修理見積書（様式第３号）
・応急修理依頼書（様式第４号）
・り災証明書（写）
・施工前の被害状況がわかる写真
・応急修理実施連絡書　　等</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>り災証明の区分で「全壊（※1）」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅

（※1）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。
・市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。
・「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が１か月を超える場合は、修理完了までの間、原則６か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>営繕課（本庁舎５階）　℡：33-4401</td></tr>
</table>

制度の名称	**令和７年８月大雨畳替助成事業【更新】**
支援の種類	助成
制度の内容	令和７年８月豪雨でり災した方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助をします。 ＜補助率＞ ９割（上限：13,000 円/１畳）　<u>※消費税は対象となりません。</u> ※枚数の上限はありません。 ※被災後に助成券（１畳 1,000 円助成）を使用された方は、補助金額が変わります。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。 ＜対象期間＞ 令和７年８月１１日（月）～令和８年３月３１日（火） ＜対象者＞ 床上浸水等により、畳の被害を受けた市民。 熊本県産畳表マスコットキャラクター 畳 董子（たたみわらし）の「たぁみ」 ＜申請に必要な書類＞ ・り災証明書 ※木造及びプレハブ住宅は、「準半壊」以上。 ※非木造住宅は、「一部損壊」以上。床上浸水していることが分かる資料も併せて提出ください。 ・畳の枚数や単価が記載された書類（見積書など） <u>※すでに張替えを行った方は、以下の書類も必要となります。</u> ・領収書（支払いがお済の場合）または請求書 ・畳仕様書（QR コード付きタグが貼り付けてあるもの。購入先の畳店等からもらって下さい。） ・畳の新調の状況が判る写真 ・振込先の口座番号がわかるもの（通帳又はキャッシュカード） ※ その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。 ＜申請場所＞ 農業振興課（本庁舎４階）　又は　各支所産業建設課
活用できる方	・八代市内にお住いの方で、<u>床上浸水の被害を受け、</u>災害対策基本法に基づく「り災証明書」が発行されており、以下のいずれかを満たすこと。 （１） 木造及びプレハブ住宅 準半壊以上の被害判定を受けていること。 （２） 非木造住宅 一部損壊以上の被害判定を受けており、床上浸水していることが分かる資料を提出できること。 ・八代市産の畳表を使用すること（QR コードタグを添付）。 ・市税の滞納がないこと。 ・災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理）にて、畳が対象となっていないもの。
注意事項	―
お問合わせ先	農業振興課（本庁舎４階）　TEL：33-8751

制度の名称	**浸水住宅修理等に係る相談窓口**
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆浸水被害を受けた住宅の修理等について建築士による無料相談窓口を設置します。 ◆開設場所・日時 【龍峯コミュニティセンター　１階研修室】 場所：八代市興善寺町 1952 開設時間：13：00～16：00 開設曜日：令和７年９月 10 日から毎週水曜日 【千丁コミュニティセンター　１階ロビー】 住所：八代市千丁町新牟田 1434 開設日：令和７年９月１０日から毎週金曜日 開設時間：13：00～16：00 ※窓口のみの対応となります。
活用できる方	令和７年８月大雨により住家等が被災された方
注意事項	上記の開設日、時間に直接相談できない場合は、下記のお問合せ先にご連絡ください。建築士から直接、折り返しのご連絡を差し上げます。
お問合わせ先	熊本県建築士会　毎週月水金（祝日除く）13：00～16：00 TEL：096-384-6200 096-384-6202 建築指導課（本庁舎５階）　TEL：33-4750

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	**八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）**
支援の種類	補助
制度の内容	令和７年８月大雨で被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。 ＜対象融資＞ ① 小口資金融資 ② 中小企業経営安定特別融資 ③ 創業支援融資 ＜補給内容＞ 信用保証料の全額を補給
活用できる方	令和７年８月大雨により被害を受けた市内中小企業者
注意事項	―
お問合わせ先	商工政策課（本庁舎４階）　TEL：33-8513

<table>
<tr><td>制度の名称</td><td>日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」</td></tr>
<tr><td>支援の種類</td><td>貸付・融資</td></tr>
<tr><td>制度の内容</td><td>地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。

＜制度内容＞
<table>
<tr><th></th><th>国民生活事業</th><th>中小企業事業</th></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td>３千万円（※１）</td><td>１億５千万円（別枠）</td></tr>
<tr><td>融資期間
（うち措置期間）</td><td colspan="2">１０年以内（※２）
（２年以内）</td></tr>
<tr><td>金利（※３）</td><td>1.90%</td><td>1.95%</td></tr>
</table>
（※１）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。
（※２）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間 15 年以内（うち措置期間２年以内）
（※３）いずれも令和７年８月１日現在、貸付期間５年の場合</td></tr>
<tr><td>活用できる方</td><td>災害により被害のあった中小企業・小規模事業者</td></tr>
<tr><td>注意事項</td><td>－</td></tr>
<tr><td>お問合わせ先</td><td>日本政策金融公庫　八代支店　℡：32-5195</td></tr>
</table>

制度の名称	**中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	（１）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて７割～９割を乗じて得た額（５０万円以上で５万円の倍数となる額）と１，０００万円のいずれか少ない額 （２）貸付利率：年０．９％（令和６年１月４日現在） （３）貸付期間：貸付金額５００万円以下　３６ヵ月 ５０５万円以上　６０ヵ月 （４）償還方法：６ヵ月ごとの元金均等割賦償還 （５）担保、保証人：不要 （６）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店
活用できる方	小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（４月末日及び１０月末日）までに、１２カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が５０万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※１）を有し、かつ、当該災 害の影響により次の（１）又は（２）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 （１） 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※１）について全壊、 流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 （２） 当該災害の影響を受けた後、原則として１月間の売上高（※１）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 （※１） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※２） （１）被災したことを証明する証明書 （２）独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分小規模企業共済災害時貸付の概要かるもの） （３）貸付契約に必要な実印、印鑑証明（３ヵ月以内発行の原本） （４）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等） （５）収入印紙 （※２）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。
お問合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室　℡：050-5541-7171

制度の名称	**緊急時短期資金保証制度**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度　２億８，０００万円以内 ② 小口零細企業保証制度　２，０００万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 ６か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年 0.45%～年 1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年 0.50%～年 2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和７年８月１０日からの大雨により影響を受けた中小・小規模企業者
注意事項	１事業者１口限りとする
お問合わせ先	熊本県信用保証協会　保証部保証事務課　TEL：096-375-2000

制度の名称	**金融円滑化特別資金（令和７年８月大雨枠）【更新】**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 １企業　8,000 万円 １組合　１億円 〈期間〉 １年以上 10 年以内 据え置き期間　２年以内 〈保証料〉 保証料は県が全額負担します。 〈融資利率〉 ２年以内　固定　年 1.50%以内 ３年以内　固定　年 1.70%以内 ５年以内　固定　年 1.85%以内 ７年以内　固定　年 2.00%以内 ７年超　　固定　年 2.20%以内 ※こちらの融資制度による融資を令和７年 12 月末までに受けられた方で、要件を満たす方は、「八代市中小企業等利子補給補助金」を活用できます。 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の（１）又は（２）に該当する方 （１）令和７年８月大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する、り災証明書又は被災証明書を有している方 （２）次の①又は②のいずれかに該当する方 ① 令和７年８月大雨の影響を受け、申込日から１年以内の連続する３か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している方 ② 令和７年８月大雨の影響を受け、今後３か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの方
注意事項	活用できる方（２）の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和７年８月大雨の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問合わせ先	熊本県　商工振興金融課　TEL：096-333-2314

制度の名称	**金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和７年８月大雨分））【追加】**
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 別枠　8,000 万円 〈期間〉 １年以上 10 年以内　（据え置き期間　２年以内） 〈保証料率〉 保証料は県が全額負担します。 〈融資利率〉 ２年以内　固定　年 1.50%以内 ３年以内　固定　年 1.70%以内 ５年以内　固定　年 1.85%以内 ７年以内　固定　年 2.00%以内 ７年超　　固定　年 2.20%以内 ※こちらの融資制度による融資を令和７年 12 月末までに受けられた方で、要件を満たす方は、「八代市中小企業等利子補給補助金」を活用できます。 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和７年８月の大雨による被害を受け、中小企業信用保険法第２条第５項第４号（セーフティネット４号）の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた方
注意事項	－
お問合わせ先	熊本県　商工振興金融課　TEL：096-333-2314

制度の名称	**八代市中小企業等利子補給補助金【追加】**
支援の種類	補助
制度の内容	〈目的〉 令和７年８月大雨で被災した市中小事業者の早期再建を支援するため、 県制度融資である「金融円滑化特別資金（令和７年８月大雨枠)」、または、 「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和７年８月大雨分））」 を利用した事業者に対し、利子の半額を市が補助するもの。 〈対象融資〉 「金融円滑化特別資金（令和７年８月大雨枠)」 「金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対象枠(令和７年８月大雨分))」 による融資 〈補助対象期間〉 融資実行後　３年間 〈補助率〉 利子額の５０％
活用できる方	次に掲げる要件をすべて満たすもの （１）令和７年１２月３１日までに融資を受けていること （２）市内で３か月以上事業を営んでいること （３）市税の滞納がないこと （４）本市以外の者から融資に係る利子補給を受けていないこと
注意事項	申請受付は令和８年１月開始予定です。申請方法等については令和７年 12 月頃に市のＨＰ、広報誌に掲載予定です。
お問合わせ先	商工政策課（本庁舎４階）　℡：33-8513

制度の名称	**農地利用効率化等支援交付金**
支援の種類	補助
制度の内容	令和７年８月大雨で被災した農業用機械等の修繕・再取得等を支援します。 ＜補助率＞ ３/１０以内（国費上限６００万円） ※助成金の上限額は３００万円です。ただし、被災した農業用機械等の修繕・再取得に必要な額が１，０００万円を超える者であって、市が必要と認める場合は、上限額が最大６００万円となります。 ※大雨により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。 ※県・市において補助率の上乗せを検討中です。決定次第お知らせします。 ＜成果目標＞ 被災前の水準を上回る数値目標を設定する必要があります。 【必須目標】付加価値額（収入総額―費用総額＋人件費）の拡大 【選択目標】農産物の価値向上、単位面積当たりの収量の増加、 経営コストの縮減　から、１つを選択 ＜要望期間＞ 調整中　※詳細が分かり次第情報更新予定
活用できる方	地域計画の目標地図に位置付けられた方 （位置付けられることが確実であると市が認める方を含みます）
注意事項	・要望については、被災した機械等の被害状況、写真、共済の加入状況等が必要になります。 ・既に、取組まれた場合は、被害状況等と合わせて、見積書、納品書、領収書等も必要になります。
お問合わせ先	農林水産政策課（本庁舎４階）　℡：33-4117

制度の名称	**令和７年８月大雨対応産地緊急支援事業**
支援の種類	補助

制度の内容

令和７年８月大雨で被災した農業者の早期営農再開に向け、種子・種苗等の生産資材の調達や作物残さの撤去等に対して、国の支援が実施されます。

＜支援内容及び補助率＞

（１） 営農再開支援

支援内容		補助率
資材の調達等支援	令和７年度中の早期営農再開に必要な生産資材（種子・種苗等の消費財に限る。）の購入経費、作業委託費、農業機械等レンタル経費	1/2 以内
作物残さの除去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費（保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。）	定額（作物残さ：1,500 円/10a 以内、保管中の農作物残さ：5,500 円/人日以内）
追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2 以内

（２） 集出荷施設等における農産物の出荷円滑化等支援

支援内容		補助率
施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費	1/2 以内（補修等に必要な経費に限る。）
周辺集出荷施設等の活用	周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送経費や被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費	定額（7,000 円/ｔ以内）

※現在手続きの準備を行っています。申請方法、受付期間等が決定しましたら、改めて市 HP、農業情報配信メール等でお知らせします。

活用できる方	詳細がわかり次第、市 HP、農業情報配信メール等でお知らせします。
注意事項	―
お問合わせ先	農業振興課（本庁舎４階） TEL：33-8751

制度の名称	**い草等廃棄物処分事業（８月大雨）【追加】**
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和７年８月の大雨で浸水し、使えなくなったい草（原草）・畳表の受け入れを行います。 【持ち込み期間】 令和７年９月22日(月)～10月５日(日)　※土日祝日も可 【持ち込み時間】 午前：　９時００分～１２時００分　※１０時００分～１０時１５分は受入休止 午後：１３時００分～１６時３０分　※１５時００分～１５時１５分は受入休止 【持ち込み場所】 株式会社津田　八代工場　（八代市新港町２丁目４番４号） 【その他】 廃棄をするにあたり、農業振興課が発行する「廃棄許可証」が必要となります。事前申請が必要ですので、下記の入力フォームにアクセスを行い、必要事項を入力し、被害が確認できる写真、身分証明書（運転免許証等）を添付し申し込んでください。申し込み後３日～５日で「廃棄許可証」を郵送します。 ＜廃棄許可書の申込＞ （申込期間） 令和７年９月１６日（火）８時３０分～１０月１日（水）１７時 ※オンライン申請のみ。オンライン申請が困難な方は、被害が確認できる写真、身分証明書（運転免許証等）を持参の上、農業振興課窓口にお越しください。 （入力フォームURL） https://logoform.jp/form/zis6/1204464 申し込み QR コード
活用できる方	以下の全てを満たす人 ・市内に住所を有する人又は主たる事業所を有する法人 ・い草生産者又は加工専業者（い草生産者から原草を購入し、畳表に加工して出荷している人） ・現況写真等で被害が確認できる人
注意事項	持ち込みにあたっての注意点 ・持ち込める原草と畳表は、自ら生産したものに限ります。 ・できるだけ乾かしてください。 ・原草は袋に入れたままでかまいません（ポリ袋に限る）。 ・原草、畳表以外は持ち込めません。 ・持ち込み時に「廃棄許可証」を提出し、身分証明書を提示してください。 （廃棄許可証がないと持ち込みできません。） ・持ち込み期間及び時間を厳守してください。 ・持ち込み場所では、市職員及び係員の指示に従ってください。
お問合わせ先	農業振興課（本庁舎４階）　℡：33-8751

第 16 回災害対策本部資料
公共交通機関の運行状況（9/18　午後 2 時 00 分現在）

地域政策課作成

※下線部分が前回報告からの変更点

●鉄道

運行事業者	運行状況	備考
肥薩おれんじ鉄道	**八代駅～日奈久温泉駅間運休（代替バス運行中）**	・日奈久温泉駅～肥後田浦間について、8/22 から本数を減らして運行再開（日奈久温泉駅～川内駅間の折り返し運行） ・八代駅～日奈久温泉駅間については、8/22 から列車代替バスの運行を開始 乗降場所…八代駅舎前～「短大高専前」バス停留所～日奈久温泉駅舎前 運行本数…上り（平日）12 本（土日祝）6 本 下り（平日）11 本（土日祝）6 本 ・**９月末頃を目途に運行再開予定**

●その他の公共交通機関は通常運行

第 16 回八代市災害対策本部会議
令和 7 年 9 月 18 日（木）16:00

財務対策部 報告分

1.り災・被災証明申請状況 別紙参照

2.り災・被災証明申請への窓口体制

	9/12（金）	9/13（土）	9/14（日）	9/15（月）	9/16（火）	9/17（水）	9/18（木）
市民税課	窓口 4 部内応援 2 名	―	―	―	窓口 4 部内応援 1 名	窓口 4 部内応援 1 名	窓口 4 部内応援 1 名
千丁支所	ロビーにて 8 席設置	―	―	―	ロビーにて 8 席設置	ロビーにて 8 席設置	ロビーにて 8 席設置
鏡支所	窓口 4	―	―	―	窓口 4	窓口 4	窓口 4
龍峯出張所	申請窓口設置	―	―	―	―	―	―

3.被災調査状況 別紙参照

4. 寄附（9/17 現在）

受入状況：16 件（3 件増：企業・団体 8 件、個人 6 件、自治体 2 件）
553 万 3,340 円（45 万円増）

5. 市税の減免等

市民税・資産税

■減免概要

①特例条例の制定：減免申請提出期限を制定（納期限前 7 日まで→令和 8 年 3 月 31 日まで）

②特例規則の制定：減免対象を拡大（令和 2 年 7 月豪雨災害時と同様）

■申請窓口

期　間：令和 7 年 9 月 19 日（金）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

場　所：本庁（2 階 会議室 F）、5 支所、日奈久出張所、龍峯出張所

その他：1 枚の申請書で世帯全員、及び 各市税・国保税・介護保険料・同サービス利用料の申請が完了することとする。
郵送、オンライン申請については現在準備中。

1. り災・被災証明申請状況（災害対策本部会議用）

差し替え

組織	調査項目			累計	9月11日(木)	9月12日(金)	9月13日(土)	9月14日(日)	9月15日(月)	9月16日(火)	9月17日(水)
	調査時点				14:00時点	14:00時点	14:00時点	14:00時点	14:00時点	14:00時点	14:00時点
	報告時間(報告締切)				14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30	14:30
本庁	問合せ件数			1,335	15	15	0	0	0	15	15
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	624	6	2	0	0	0	3	0
			即時発行分	1,695	39	0	0	0	0	40	38
		オンライン	要調査分	326	2	0	0	0	0	0	0
			即時発行分	822	4	16	0	0	0	15	14
		小計		3,467	51	18	0	0	0	58	52
日奈久出張所	問合せ件数			11	1	0	0	0	0	0	1
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	2	0	0	0	0	0	0	0
			即時発行分	10	0	0	0	0	0	0	0
			小計	12	0	0	0	0	0	0	0
坂本支所	問合せ件数			5	0	0	0	0	0	0	0
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	0	0	0	0	0	0	0	0
			即時発行分	4	0	0	0	0	0	0	1
			小計	4	0	0	0	0	0	0	1
千丁支所	問合せ件数			666	5	5	0	0	0	5	3
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	278	1	2	0	0	0	0	1
			即時発行分	878	15	11	0	0	0	3	9
			小計	1,156	16	13	0	0	0	3	10
鏡支所	問合せ件数			1,088	8	5	0	0	0	8	4
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	271	0	0	0	0	0	0	1
			即時発行分	530	4	1	0	0	0	8	3
			小計	801	4	1	0	0	0	8	4
東陽支所	問合せ件数			16	0	0	0	0	0	0	1
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	0	0	0	0	0	0	0	0
			即時発行分	4	0	0	0	0	0	1	0
			小計	4	0	0	0	0	0	1	0
泉支所	問合せ件数			7	0	0	0	0	0	0	0
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	3	0	0	0	0	0	0	0
			即時発行分	3	0	0	0	0	0	0	0
			小計	6	0	0	0	0	0	0	0
龍峯出張所	問合せ件数			119	1	1	0	0	0	0	0
	り災・被災証明申請件数	窓口	要調査分	21	0	0	0	0	0	0	0
			即時発行分	58	1	1	0	0	0	0	0
			小計	79	1	1	0	0	0	0	0
集計	問合せ件数			3,247	30	26	0	0	0	28	24
	り災・被災証明申請件数（合計）	申請者	要調査分(り災証明)	1,526	9	4	0	0	0	3	2
			即時発行分	4,003	63	29	0	0	0	67	65
			小計	5,529	72	33	0	0	0	70	67
		被害内訳	住家 床上	1,465	9	3	0	0	0	3	2
			住家 床下	1,746	13	12	0	0	0	13	15
			車	2,573	40	47	0	0	0	50	44
			小屋	1,067	4	10	0	0	0	5	5

り災・被災証明発行件数 ※市民税課入力欄	要調査分	り災証明(準半壊以上)	838	89	44	0	0	0	86	52
		り災証明(一部損壊)	119	27	6	0	0	0	17	30
		小計	957	116	50	0	0	0	103	82
	即時発行	り災証明(一部損壊)被災証明	4,003	63	29	0	0	0	67	65
	合計		4,960	179	79	0	0	0	170	147

3. 被災調査実施状況

①住家被害認定調査体制

調査体制		9月8日(月)	9月9日(火)	9月10日(水)	9月11日(木)	9月12日(金)	9月16日(火)	9月17日(水)	
構成	班体制	★ 5班体制	★ 5班体制	★ 4班体制	★ 5班体制	★ 4班体制	★ 3班体制	なし	
	八代市	部内応援 1名	部内応援 3名	部内応援 0名	部内応援 1名	部内応援 0名	部内応援 0名		
		他部応援 1名			他部応援 1名				
	県町村会計		県町村会計 1名	県町村会計 2名	県町村会計 4名	県町村会計 1名			
			和水町 1名	芦北町 1名	芦北町 1名	芦北町 1名			
				和水町 1名	小国町 1名				
					和水町 1名				
					大津町 1名				
	県市長会計	県市長会計 3名	県市長会計 5名	県市長会計 5名	県市長会計 3名	県市長会計 3名			
		荒尾市 1名	荒尾市 1名	荒尾市 1名	荒尾市 1名	荒尾市 1名			
		宇土市 2名	宇土市 2名	山鹿市 4名	水俣市 2名	山鹿市 2名			
			水俣市 2名						
調査校区	代陽	1	4	1	3	2			
	八代	5	2	2		0	2		
	太田郷		4	2	3	1			
	植柳	1				0			
	麦島				2	1			
	松高	9	7	3	7	1	2		
	八千把	4	4	3	1	3			
	高田			1	1	0			
	金剛	1				1			
	郡築		5			1			
	昭和			1		0			
	宮地	1		1	1	0			
	龍峯				3	1	1		
	日奈久					0			
	二見					0			
	坂本					0			
	千丁	6	14	12	3	1	3		
	鏡		15	2	2	3	1		
	東陽	4				2			
	泉					0	1		
	合計	32	55	28	26	17	10	0	1,263

		9月8日(月)	9月9日(火)	9月10日(水)	9月11日(木)	9月12日(金)	9月16日(火)	9月17日(水)	
り災証明書発送内訳	全壊						1		2
	大規模半壊				6				6
	中規模半壊								0
	半壊	62	75	56	56	27	67	34	623
	準半壊	17	23	29	27	17	18	18	207
	一部損壊	9	5	8	27	6	17	30	119
	日計	88	103	93	116	50	103	82	
	累計	410	513	606	722	772	875	957	957

令和7年9月18日（木）16:00　災害対策本部資料

市民環境対策部　対応状況

1.災害ごみの対応状況（9/17までの実績）

（単位：台）

日付	水処理センター		鏡支所	千丁東グラウンド	龍峯臨時集積所	エコエイト	合　計	
	土砂・がれき	災害ごみ	災害ごみ・土砂・がれき	災害ごみ・土砂・がれき	災害ごみ・土砂・がれき	災害ごみ	土砂・がれき	災害ごみ
8/12(火)						7	0	7
8/13(水)	13					49	13	49
8/14(木)	15		472			89	576	
8/15(金)	545		337			94	976	
8/16(土)	485		389				874	
8/17(日)	521		398				919	
8/18(月)	492		432			69	993	
8/19(火)	367		351			67	785	
8/20(水)	499			259		40	798	
8/21(木)			320	327		68	715	
8/22(金)						93	93	
8/23(土)	526		394	406			1,326	
8/24(日)	460		360	385			1,205	
8/25(月)						81	81	
8/26(火)	372		277	337		31	1,017	
8/27(水)	278			345		42	665	
8/28(木)			243	303		27	573	
8/29(金)	226		197	291		30	744	
8/30(土)	279		277	368			924	
8/31(日)	445						445	
9/1(月)			188			40	228	
9/2(火)	125		183			25	333	
9/3(水)	181					21	202	
9/4(木)			127			24	151	
9/5(金)	108		151			30	289	
9/6(土)	164		248				412	
9/7(日)	151		241				392	
9/8(月)						39	39	
9/9(火)	84		286			11	381	
9/10(水)	26		69			12	107	
9/11(木)						13	13	
9/12(金)	117					6	123	
9/13(土)	147				71		218	
9/14(日)	106				39		145	
9/15(月)	110				31		141	
9/16(火)					10	20	30	
9/17(水)	97				5	9	111	
累　計	6,939		5,940	3,021	156	1,037	17,093	

〇災害ごみは、7種類（家具類、布団、木くず、畳、家電製品、金属類、廃プラ）

〇受付時間：9：00～16：30（興善寺町臨時集積所は、9：00～16：00）

※千丁東グラウンドは、8月30日（土）、鏡支所は9月10日（水）で閉鎖。

※水処理センター仮置場は、９月30日（火）まで延長。

※被害が甚大な龍峯地区に地域限定の興善寺町臨時集積所を9月13日（土）から設置。

2.屋内消毒の対応状況（9/17までの実績）

（消毒液の配布状況） （単位：本）

日付	エコエイト	各支所	各コミセン	合　計
8/25(月)	257	478	494	1,229
8/26(火)	15	104	156	275
8/27(水)	5	42	106	153
8/28(木)	11	72	72	155
8/29(金)	0	46	45	91
8/30(土)	4		4	8
8/31(日)	2			2
9/1(月)	7	18	24	49
9/2(火)	0	40	35	75
9/3(水)	2	2	18	22
9/4(木)	0	14	15	29
9/5(金)	2	7	19	28
9/6(土)				
9/7(日)				
9/8(月)	2	14	26	42
9/9(火)	0	9	44	53
9/10(水)	2	19	29	50
9/11(木)	0	4	3	7
9/12(金)	0	8	8	16
9/13(土)				
9/14(日)				
9/15(月)				
9/16(火)	0	4	19	23
9/17(水)	0	10	15	25
累　計	309	891	1,132	2,332

〇消毒液の発注数3,500本に対し、すべて納品済み。

3.被災者支援に関する総合相談・申請窓口の設置について

〇今回の大雨により被災された方々の生活再建を支援するため、市役所本庁２階に専用窓口を設置。災害に関する各種支援制度について、総合相談・申請窓口を設置することで、被災者のニーズに適切に対応し、早期再建に向けた支援を行う。

（内容）

・名称：「災害総合相談・申請窓口」　　・場所：市役所本庁舎２階記者室前スペース

・設置開始：９月１９日（金）　　・開設時間：平日　9：00～17：00

・対象業務：災害総合相談、生活再建、住居に関する相談申請など

（対応方法）・窓口に職員を常時２名配置し、相談受付、各種制度の紹介、概要説明を行う。

・各種支援制度の詳細な説明及び申請が必要な場合は、各課の担当者が当該窓口まで来て、詳細説明・申請の受付を行う。

〇周知方法：広報「やつしろ」及び市ホームページ等にて周知予定。

災害総合相談・申請窓口（市役所2階） レイアウト案

令和7年9月18日

健康福祉対策部　報告資料

※前回会議から更新した内容に網掛け

（1）被災者への給付

<table>
<tr><td>①災害見舞金の支給</td><td>住家に一定以上の被害を受けた世帯に、見舞金を支給
【対象者と支給額】
<table><tr><th>対象者</th><th>支給額</th></tr><tr><td>住家の被害を受け、床上浸水など
準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯</td><td>100,000 円</td></tr></table>・り災証明書の発送時に、対象となる世帯に順次、申請書を送付
8/27（水）から発送開始
・9/17（水）現在　833 世帯に発送　377 件申請</td></tr>
<tr><td>②災害弔慰金の支給</td><td>災害により死亡された遺族に対し、弔慰金を支給
【対象者と支給額】
<table><tr><th>対象者</th><th>支給額</th></tr><tr><td>死亡者が災害弔慰金を受ける世帯の
生計を維持していた場合</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>その他の場合</td><td>250 万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>③被災者生活再建支援金の支給</td><td>災害により、居住する住宅が生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援するため支給
・9/10（水）県より被災者生活再建支援法の適用の通知あり
・9/11（木）から、申請受付開始
・本市で受付・確認後、（公財）都道府県センター（被災者生活再建支援法人）へ送付、センターにおいて審査後、支給
【対象世帯】
① 住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯）
② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）
③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難世帯）
④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</td></tr>
</table>

【支給額】

区分	基礎支援金	加算支援金		合計
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円 （75万円）	建設・購入	200万円 （150万円）	300万円 （225万円）
		補修	100万円 （75万円）	200万円 （150万円）
		賃借	50万円 （37.5万円）	150万円 （112.5万円）
④大規模半壊	50万円 （37.5万円）	建設・購入	200万円 （150万円）	250万円 （187.5万円）
		補修	100万円 （75万円）	150万円 （112.5万円）
		賃借	50万円 （37.5万円）	100万円 （75万円）
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円 （75万円）	100万円 （75万円）
		補修	50万円 （37.5万円）	50万円 （37.5万円）
		賃借	25万円 （18.75万円）	25万円 （18.75万円）

※一人世帯の場合は（　）の金額、複数人世帯の 3/4 の支給。

④災害援護資金の貸付

災害により、負傷または住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方に対し、生活再建のため災害援護資金の貸付を受けられる制度　※9/19(金)から周知、申請受付開始

【所得制限】 世帯の令和6年分の総所得額が下記に定める額未満の世帯

世帯人員	市町村民税における令和6年の総所得額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1，270万円とする	

【貸付限度額】

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり（療養に要する期間が1カ月以上）
住居及び家財に被害なし	——	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居の全壊	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が滅失、流失等	350万円	

※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合など、特別の事情がある場合は（　）内の額

【利率】　年 1%（保証人ある場合及び据置期間中は無利子）
【据置期間】3年（特別の場合5年）
【償還期間】10 年（据置期間を含む）
【償還方法】元利均等償還

（2）被災者への入浴支援

⑤千丁健康温泉センターの無料開放	【対象】・千丁コミセン避難所の避難者（無料利用証を配付） ・被災により自宅での入浴が困難な方 【無料利用証発行状況】（8/14（木）16：00 から発行開始） 158 世帯　314 人（9/17（水）現在） 【無料入浴利用状況】（8/13（水）～9/17（水）、31 日間） 延べ 2,431 人（直近 1 週間の平均 62人/日）
⑥西松江城老人憩いの家の無料開放	【対象】・代陽コミセン避難所の避難者を対象（無料利用証を配付） 【無料入浴利用状況】（8/13（水）～9/10（水）、21 日間） 延べ 25 人（実人数 4 人）
⑦被災者のための入浴支援	・協力いただける入浴施設、公衆浴場において入浴が無料 【対象】・避難所等に避難している方 ・被災により自宅での入浴が困難な方 【実施施設（協力施設）】　14 施設 ・利用時に利用施設受付にて申込し、「無料入浴証明書」を発行 ・8/25（月）から実施（3施設は 8/26（火）から）

（3）避難者・要配慮者への健康支援

⑧避難所への避難者の健康状態等の確認	健康推進課の保健師の巡回により、避難者の健康状態等を確認し、健康相談やアドバイスを実施（避難所を定期訪問） 必要に応じて医療・介護等につなげる
⑨妊産婦、乳児の家庭の状況確認	出産前の妊婦及び出産後1カ月程度までの産婦・乳児のいる家庭に対し、電話にて状況を確認。支援が必要な妊産婦や乳児については、訪問等で対応
⑩高齢者の状況確認	各地域包括支援センターにより、独居高齢者に対し安否等の状況を確認。支援が必要な方へは訪問等により対応

（4）在宅の被災者の状況把握

<table>
<tr><td>⑪在宅の被災者の状況把握</td><td>地域の被災状況を確認し、保健師等の訪問等により健康状態等を確認する。支援が必要な家庭については、支援を継続、必要に応じて関係部署が連携し、医療・福祉・介護等につなげる。
【活動状況】　（9/17(水)現在）
・8/24(日)から開始
・り災証明書の申請で床上浸水以上の被害世帯やその周辺地域の世帯を訪問（主に千丁・松高・八代・鏡・八千把・太田郷・代陽・郡築・龍峯・金剛・高田・麦島校区）
・9/3(水)～9(火)　関係部署の職員、県・他自治体からの保健師等の派遣協力により、重点的に健康調査(訪問)を実施
<table><tr><th>訪問件数</th><th>面談件数</th><th>要支援者</th></tr><tr><td>1,969 件</td><td>962 件</td><td>45 人</td></tr></table>・支援が必要な世帯については、支援を継続。必要な支援に応じて関係部署等が連携し、医療・福祉・介護・住宅支援等につなげている。</td></tr>
</table>

（5）要配慮者等への支援

<table>
<tr><td>⑫宿泊施設の提供</td><td>・避難所や在宅での生活に支障があり、配慮が必要とされる方を対象に、旅館・ホテルを避難所として活用
【協力施設】9 施設
【利用状況】8/28(木)開始　（9/17(水)現在）
ホテル避難者　11 世帯 13 名（ホテルウイング）
・避難所避難者　代陽コミセン　→　ホテル避難 3 世帯 3 名
千丁コミセン　→　希望なし
・在宅の被災者　8 世帯 10 名</td></tr>
</table>

（6）税金・保険料等の減免措置

<table>
<tr><td>⑬国民健康保険税の減免</td><td>被害を受け、下記に該当される国民健康保険の加入世帯は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の国民健康保険税を減免
<table><tr><th>損害の程度</th><th>半壊</th><th>中規模半壊</th><th>大規模半壊</th><th>全壊</th></tr><tr><td>減免の割合</td><td>2分の1</td><td>2分の1</td><td>2分の1</td><td>全部</td></tr></table>・9/19(金)から申請受付</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑭後期高齢者医療保険料の減免</td><td>被害を受け、下記に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年8月分から令和8年7月分までの1年（12 か月）分の後期高齢者医療保険料を減免
<table>
<tr><td rowspan="3">前年中の
総所得金額</td><td colspan="2">被害区分・損害の程度</td></tr>
<tr><td>大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼</td><td>全壊（流出を含む）・全焼</td></tr>
<tr><td>10 分の3以上
10 分の5未満</td><td>10 分の5以上</td></tr>
<tr><td>500 万円以下</td><td>2分の1</td><td>全部</td></tr>
<tr><td>500 万円を超え
750 万円以下</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td>750 万円を超え
1,000 万円以下</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr>
</table>
・9/19（金）から申請受付</td></tr>
<tr><td>⑮介護保険料の減免</td><td>被害を受け、下記に該当される介護保険の加入者は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の介護保険料を減免
<table>
<tr><td>損害の程度</td><td>半壊</td><td>中規模半壊</td><td>大規模半壊</td><td>全壊</td></tr>
<tr><td>減免の割合</td><td>2分の1</td><td>2分の1</td><td>2分の1</td><td>全部</td></tr>
</table>
・9/19（木）から申請受付</td></tr>
<tr><td>⑯介護保険サービス利用料の減免</td><td>被害を受け、下記に該当される介護保険の要支援・要介護認定者は、8月10日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料を減免
<table>
<tr><td rowspan="2">前年中の
合計所得金額</td><td colspan="2">軽減又は免除の割合</td></tr>
<tr><td>半壊、中規模半壊、大規模半壊</td><td>全壊</td></tr>
<tr><td>120万円未満</td><td>100分の97</td><td>100分の100</td></tr>
<tr><td>120万円以上</td><td>100分の95</td><td>100分の97</td></tr>
</table>
・9/19（金）から申請受付</td></tr>
<tr><td>⑰国民年金保険料の免除</td><td>住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、本人からの申請に基づき、国民年金保険料を免除</td></tr>
</table>

（7）義援金の受入れ

⑱義援金の受入れ	・8/20(水)から受付開始　振込・郵送・窓口にて受付 ・受入状況（9/17(水)現在） 法人・団体 14 、個人 31　計 45 件 12,027,958 円

（8）災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）

<table>
<tr><td>⑲災害ボランティアセンター</td><td>・センター設置場所（活動拠点）：鏡支所の東側駐車場
・8/14(木)から、ボランティアを必要とする方の受付、ボランティア募集を開始
・8/20(水)から、ボランティア活動開始

【支援状況】 9/15(月)現在）
<table>
<tr><td>ボランティアニーズ（支援希望件数）</td><td>258 件</td></tr>
<tr><td>完了件数</td><td>187 件</td></tr>
<tr><td>未完了件数</td><td>71 件</td></tr>
</table>
【活動状況】（8/20(水)～9/15(月)、活動日数23日間）
<table>
<tr><td>ボランティア活動参加
（団体人数も含む）</td><td>延べ 2,089 人</td></tr>
<tr><td>ボランティア団体参加</td><td>延べ 116 団体</td></tr>
</table>
・災害ボランティアセンターでボランティア活動された方へ温泉施設を無料開放
千丁健康温泉センター、東陽交流センターせせらぎ</td></tr>
</table>

令和7年9月18日

経済文化交流対策部（第16報）

【ふるさと納税】 災害支援を目的とした寄付の状況

（単位：件／円）

種 別	支援項目・プロジェクト名		9月3日	9月10日	9月17日	9月24日	10月1日
各サイトに支援項目を追加したもの	大雨災害支援	件 数	5,444	10,242	16,184		
		金 額	79,637,764	147,239,264	231,601,264		
	被災農家支援	件 数	－	－	2,349		
		金 額	－	－	34,654,500		
クラウドファンディング	イグサ農家支援クラウドファンディング	件 数	38	659	1,740		
		金 額	649,000	10,233,000	28,151,500		
件 数 計			5,482	10,901	20,273	0	0
金 額 計			80,286,764	157,472,264	294,407,264	0	0

農林水産対策部　第 16 回　災害対策本部会議資料

令和7年9月18日(木)

◆ 応急食料の配布表

〈令和 7年 8月分〉　（単位：食）

期日	代陽コミセン			千丁コミセン			ホテル ｳｲﾝｸﾞ ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ			計		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
8月 合計 (R7.8.14～8.31)	127	160	208	578	616	625	3	3	3	708	779	836
	495			1,819			9			2,323		

〈令和 7年 9月分〉　（単位：食）

期日	代陽コミセン			千丁コミセン			ホテル			計		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜
9月1日（月）	6	7	11	32	32	32	1	1	2	39	40	45
9月2日（火）	6	5	9	32	32	32	1	3	4	39	40	45
9月3日（水）	4	5	9	32	32	32	3	3	5	39	40	46
9月4日（木）	4	5	9	32	32	32	3	3	5	39	40	46
9月5日（金）	3	3	5	32	30	32	6	6	8	41	39	45
9月6日（土）	5	5	5	34	34	34	6	6	8	45	45	47
9月7日（日）	5	5	5	34	34	34	6	6	8	45	45	47
9月8日（月）	3	3	5	34	32	34	3	3	8	40	38	47
9月9日（火）	3	3	5	32	30	32	3	3	8	38	36	45
9月10日（水）	3	3	5	30	30	0	3	3	8	36	36	13
9月11日（木）	3	3	5	26	26	26	4	3	10	33	32	41
9月12日（金）	3	3	5	26	26	0	4	3	10	33	32	15
9月13日（土）	2	2	4	26	26	26	7	6	10	35	34	40
9月14日（日）	2	2	4	26	26	26	7	6	10	35	34	40
9月15日（月）	2	2	4	26	26	26	7	6	10	35	34	40
9月16日（火）	2	2	4	26	26	26	4	3	10	32	31	40
9月17日（水）	2	2	4	26	26	26	4	3	9	32	31	39
9月18日（木）	2	2	4	26	26	26	4	3	10	32	31	40